

六甲山系有馬川地域防災学習ゾーン検討委員会 規約

(名称)

第1条 本会は、「六甲山系有馬川地域防災学習ゾーン検討委員会」（以下「委員会」という。）と称する。

(設置者)

第2条 委員会は、国土交通省近畿地方整備局六甲砂防事務所長（以下「事務所長」という。）が設置する。

(目的)

第3条 委員会は、有馬川地域に整備する「六甲山系の土砂災害と地域の自然・歴史や文化との関係」を学習する場〈学習ゾーン〉について検討を行い、六甲砂防事務所への提言として取りまとめることを目的とする。

(組織)

第4条 委員の委嘱は事務所長が行う。

2. 委員会は、委員長、委員をもって組織（別表-1）する。なお、必要に応じて、事務所長へ委員の追加を要請することができる。
3. 委員長は、委員の互選によって選出する。
4. 委員長に事故がある時は、委員長があらかじめ指定する委員がその職務を代行する。

(委員会)

第5条 委員会は委員長が召集する。

2. 委員会は、委員総数の過半数の出席をもって成立するものとする。
3. 委員会は、委員以外の専門的な知識を有するものに出席を求めることができる。
4. 委員会は、討議しようとする事項について必要と認める場合は、部会を設置することができる。

(情報公開)

第6条 委員会での議事内容は原則、六甲砂防事務所ホームページ上で公開するものとし、公開する情報及び時期については委員会で定める。

(事務局)

第7条 本会の事務局は、国土交通省近畿地方整備局六甲砂防事務所が行うものとする。

2. 事務局は、会議資料の作成、及び説明、議事録の取りまとめを行う。

(規約の改正)

第8条 本規約の改正は、委員総数の過半数の同意を得てこれを行うものとする。

(その他)

第9条 本規約に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会で定める。

(付 則) この規約は、平成24年10月5日より平成25年3月31日まで施行する。